

第 23 回生活保護適正化連絡会議 議事概要

議題 1 「生活保護の動向及び生活困窮者自立支援制度の実施状況について」

【要旨】

① 生活保護の動向について（向井福祉局保護課長より資料説明）

- ・被保護世帯数について、リーマンショックのあった平成 20 年以降急増したが、平成 24 年度を境に減少に転じ平成 25 年度以降は減少傾向で推移している。この間、高齢者世帯の占める割合が高くなり現在は被保護世帯の約 6 割を占める。
- ・稼働年齢層世帯数について、これまで減少基調にあったが、新型コロナウイルス感染症拡大後は増加に転じたものの 6 月をピークに再び減少している。
- ・生活保護申請件数について、偶数月に減り奇数月に増えるという波はあるものの、全般的に年間を通じて減少傾向にある。
- ・生活保護申請件数について、令和 2 年 4 月に一時的に増加したものの 7 月には平年度化している。

【質疑・意見】

特になし。

② 生活困窮者自立支援制度の実施状況について（吉田福祉局生活困窮者支援担当課長より資料説明）

【要旨】

- ・令和 2 年度については、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けており、自立相談支援機関への相談件数が、9 月末までの半年間で、約 1.2 万件、住居確保給付金の申請件数は約 7,700 件となっており、いずれも令和元年度の状況を大きく上回っている。
- ・本市として、住居確保給付金の申請事務の見直しや福祉局での郵送申請の受付開始、支援窓口の体制強化と併せて、審査を行う各区の体制強化も実施した。
- ・また、感染予防対策として、窓口へのアクリル板の設置や、従事者用マスクや消毒用アルコールなどの衛生用品の配布を行った。
- ・現在の制度では、住居確保給付金の支給月数が最大 9 か月となっており、この 4 月に受給を開始した方は、12 月末までとなる。また、生活福祉資金の特例貸付についても、申請期限が 12 月末までとされている。
- ・こうした状況の中、国においては 12 月 8 日に追加の経済対策の閣議決定が行われ、その内容として、住居確保給付金の支給期間の延長が行われ、令和 2 年度申請者のみの特例として、支給期間が 9 か月から 12 か月に変更されることとなった。
- ・また、2 点目として、住居確保給付金の受給者への就労支援について、現在は求職活動要件等が緩和されているが、この緩和を見直して、就労支援を強化していくこととされている。
- ・3 点目として、再々延長（9 か月を超えて 10 か月目に受給）される方の資産要件が見直され、現在の資産要件の半分の額となっている。
- ・最後に参考として、生活福祉資金の特例貸付についても、申請期限が令和 3 年 3 月末までと

されることになっている。

- ・続いて、昨年10月の第21回生活保護適正化連絡会議にて説明した就職氷河期世代のアウトリーチ支援に関する報告となるが、国の方向性として、令和2年度から向こう3年間を集中支援期間とされている。
- ・主な支援対象者として、就職氷河期世代の中でも、特に、3番目の社会参加に向けてより丁寧な支援を必要とする方については、生活困窮者自立支援制度が中心となり対応していくことが示されている。
- ・令和2年度の取組みとして、各区役所内に設置している自立相談支援機関に、20区20名のアウトリーチ支援員の配置を行うとともに、ひきこもり地域支援センターである、大阪市こころの健康センターとの連携を図りながら、アウトリーチ支援を行っている。
- ・令和2年度の実績については、新型コロナウイルス感染症の影響を受けてアウトリーチ支援が困難な状況であるが、9月末までで1,239件のアウトリーチ支援を行っている。今後とも、感染防止対策に留意しながら、就職氷河期世代への支援とともにコロナの影響により生活困窮状態に陥った方へのアウトリーチ支援に取り組んでまいりたい。

【質疑・意見】

山本副市長

- ・ひきこもりの方への支援は、健康局でも年度末に向けて調査が行われることとなっている。その結果も踏まえて、しっかり連携していくことを願います。
- ・自立相談支援件数（R2.4～9月）は1.2万件ということだが、窓口では具体的にどのような支援を行っているのか。

→吉田福祉局生活困窮者支援担当課長

- ・相談の状況は、厚生労働省の統計システムにより統計を取っている。
- ・令和2年度については、約70%の方が経済的困窮ということで窓口に来られている。次に、住まい不安定ということで、今般、住居確保給付金の申請件数が増大していることもあり、約25%の方が住まい不安定による相談に来られている。
- ・その他、就職活動が厳しいといったことや、ご自身の病気のことなど、様々な相談があるが、まずは自立相談支援機関の窓口で状況を伺い、その方にあったプランで伴走型支援を行っている。

山本副市長

- ・生活福祉資金の件数について、社協で申請件数約8万件ということだが、件数の内訳を教えてください。

→吉田福祉局生活困窮者支援担当課長

- ・緊急小口資金と総合支援資金の2種類があり、令和元年度は合わせて約300件、令和2年度は10月までの時点で、約8万件という状況である。

議題2「生活保護実施体制にかかる職員の任用資格について」（向井福祉局保護課長より資料

説明)

【要旨】

- ・社会福祉法において、査察指導員及びケースワーカーは、社会福祉主事でない限りとされている。
- ・平成30年度に大阪市公正職務審査委員会から、「生活保護実施体制において、社会福祉法の趣旨を満たす査察指導員及びケースワーカーの配置について具体的な計画を策定すること」との勧告を受けている。
- ・社会福祉主事任用資格の有資格者充足率向上計画は、表のとおりで、令和7年度に100%となるよう計画を立てている。
- ・令和2年度の実績について、ケースワーカーは、計画値と比して13人及ばなかったものの、査察指導員は計画値と比して16人超えていることから、全体では計画値を達成した。

【質疑・意見】

特になし。

議題3「被保護者への健康管理支援事業について」（金崎福祉局生活保護調査担当課長より資料説明）

【要旨】

- ・医療扶助の現状について、被保護者の主傷病別に見た年間医療費上位10位の表となっており、中分類名★が生活習慣病関連の疾患となっている。このうち、7割が生活習慣病関連の疾患であることが分かった。なかでも年間医療費第2位の慢性腎臓病が延べ患者数に対して、1人あたり年間医療費が250万円を超える金額となっている。
- ・医療機関受診状況（令和元年度）について、40歳から64歳の被保護者に焦点をあて、どのような生活習慣病に罹患しているのか分析を行った。結果、40歳から64歳の被保護者のうち9割以上が何らかの傷病により医療機関を受診している。このなかで高血圧、糖尿病、脂質異常症のいずれかでの受診が57.2%であり、3疾病を併発している者が12.2%となっており、2疾病を併発している者も大きな割合を占めていることが分かった。
- ・頻回受診者の状況について、令和2年3月診療レセプトを調べた分析結果となっている。ここでいう頻回受診とは、同一診療科目を1月あたり15日以上受診している者と定義しており、令和2年3月診療分外来レセプトでは1,214名存在しており、被保護者全体の数からすると1%に満たないものとなっている。被保護者全体における入院外の平均受診日数は1月あたり2日余りとなっており、そこからすると適切な受診につなげる必要があると考えている。
年齢構成をみると、70歳以上が半数を占めている結果となっている。
- ・健康診査の受診状況（令和元年度）について、健康局で実施している受診状況となっている。令和元年度の受診者数は667名となっており、被保護者全体の数からすると少ない結果となっている。そのなかでも40代の受診者数が少ない傾向であることが分かった。
- ・現状分析から見えた課題について、次の3つに整理している。

1つ目の課題は、医療費が高く、患者数も多い生活習慣病への健康管理支援が必要であることから、重症化予防のための専門職（保健師、看護師）を配置した支援が必要である。

2つ目の課題は、未病者や初期の生活習慣病患者を早期発見し、適切な医療や支援に繋げるための仕組みが必要であることから、より若い世代への医療機関未受診者に対する健診の受診勧奨を行うことが必要である。また、重点的に医療機関への受診勧奨や生活習慣病の重症化予防のための専門職による支援に繋げる必要がある。

3つ目の課題は、頻回受診に繋がっている背景的要因を把握し、適切な支援を実施することが必要であることから、社会的孤立や健康上の不安から頻回受診に繋がっている被保護者に対して、健康管理支援の観点を中心とした包括的な支援を実施する必要がある。

・上記課題を踏まえ、被保護者への健康管理支援事業として取り組んでいく内容となっている。この事業については、医療と生活の両面から健康の管理を支援していく必要があることから、生活保護法の改正により被保護者の健康管理支援事業が令和3年1月から必須事業化とされており、以下、4つの取組みを考えている。

1つ目の取組みは、健診の受診勧奨として特に40歳から64歳の若い世代に対して重点的に勧奨を行い、被保護者の健康状態について把握し支援していく。

2つ目の取組みは、健診の結果、医療機関の受診が必要となった場合は、受診勧奨や看護師等の資格を有する職員が同行受診を行い、早期の治療を進めていく。

3つ目の取組みは、患者数が多く医療費の高い生活習慣病の重症化予防として、対象の選定を行い、特に高血圧、糖尿病、脂質異常症の傷病を持つ人に対して面談アセスメント、生活習慣病の改善、健康管理支援を行い、また、必要であれば同行受診を行って重症化予防を図っていく。

4つ目の取組みは、頻回・重複受診者に対し医療機関の受診状況について医療費通知等を活用しながら確認を行い、仮に社会的孤立、健康上の不安から頻回受診に繋がっているのであれば適切な他事業・サービスの活用を紹介するなどして必要な支援を実施していく。

こういった取組みを行うことにより、被保護者の健康状態や生活の質の向上を図り、日常生活自立・社会生活自立の推進を通じて医療扶助の適正化を図っていく。

【質疑・意見】

山本副市長

・P13 健康診査の受診状況について、全対象者数は38,867人か。

→金崎福祉局生活保護調査担当課長

・健康診査の対象が40歳以上の者となっており、全対象者数は11万人余りとなっている。なお、38,867人は40歳から64歳における全対象者数である。

議題4「生活保護にかかる施術給付について」（金崎福祉局生活保護調査担当課長より資料説明）

【要旨】

- ・ 施術の給付は医療扶助の対象となり、柔道整復、はり・きゅう、あんま・マッサージの3種類となっている。
- ・ 施術の給付方針は必要最小限の施術を原則として現物支給するものとしており、傷病等により受けられる施術の内容が決まっている。例えば、柔道整復は外傷性が明らかな骨折、脱臼、打撲、捻挫、介達外力による筋、腱の断裂などの症例に限られる。これらについては、健康保険者も同じであり、単なる肩こりや慰安目的なもの、指定医療機関で同じ負傷を治療中のものは対象とならないものとなっている。
- ・ 施術給付に関する事務の流れについて、まず被保護者から区役所へ施術給付の申請を行う。申請を受け付けた区は被保護者に必要性を確認した上で、施術の内容を記載するための意見書を交付する。被保護者は施術者に意見書の記載を依頼する。次に、依頼を受けた施術者はその意見書に施術の内容を記載する際に、その施術を行う必要性について、医師の同意が必要となる。医師の同意を得た上で、意見書を区に提出する。意見書の提出を受けた区が施術の給付方針に合致しているか審査し、問題がなければ、被保護者に施術券を交付する。その後、被保護者が施術の給付を受けることになる。
- ・ 本市の年度別の施術額は平成26年度から平成29年度まで、毎年、減少していたが、平成30年度を境に増加に転じている。この間、区及び局における適正化の取り組み効果もあり、一定抑えられていたが、平成30年診療報酬の改定により、単価が上昇し、中でも往療料の大幅な改定があった。施術件数も30年度からかなり増加しており、施術の適正化を図らなければ、今後給付額が増えていくことが考えられる。
- ・ 今回、施術給付が適正に行われているかについて、いくつかの区にヒアリングを行った。結果、区の意見書の審査において、施術給付の必要性が十分に検討出来ていないものがある。また、管内に高齢者が居住している施設等が多い区は給付額が高い傾向にあり、認知症等の症状により本人への意思確認等が困難な事例が多いことなどが区の審査に影響していることが判明した。
- ・ 次に、課題に対する取組みについては、本人への聞き取り内容及び確認すべき項目や、必要性を十分確認できている区の事例を盛り込んだマニュアルを再整備し、研修を行っている。
- ・ 一方、本人の意思で申請が行われない場合については、今後、整理しておく必要があり、国の実施要領では、原則本人の意思に基づく申請が前提となっている。本人の意思に基づかない申請の取扱いについての記載はないが、実態としては、一定そのような事案があるため、本人の意思に基づかない申請時の確認方法はどうすべきなのか、国とも協議し、一定の見解を示していきたいと考えている。
- ・ もう一つの課題としては、市役所で施術料支払の審査を行う際、施術券を確認したところ、意見書に記載された施術の見込み回数と実際の施術回数が大きく乖離しているもの、傷病名と施術内容が合致していないもの、意見書の部位と異なる部位への施術が行われているものが見受けられた。
- ・ このような事例を把握した場合は、内容の確認を行うことや、支払いの一部を拒否するなどを行っているが、未だに不適切な事案が見受けられる。今後、同意医師へ内容確認を行

うとともに、必要に応じて生活保護法に基づく個別指導を実施していきたいと考えている。

【質疑・意見】

山本副市長

・課題1の取組みについて、区で実施している優良事例を含んだマニュアルを再整備するところがあるが、優良事例はどここの区なのか。

→金崎福祉局生活保護調査担当課長

・西成区がそういった取組みをしていると聞いている。

→山本副市長

・区によって審査に差異が生じるのは不公平になるため、しっかりやっていく必要があるので、区長会の福祉・健康部会でも確認してほしい。

→大畑都島区長

・部会でも確認していく。